

# ～改正後の児童手当について～ 令和6年10月1日以降の主な変更点



## 1. 支給対象が拡大

高校生年代（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

※令和6年10月1日時点で平成18年4月2日以降生まれの方



## 2. 支給額の変更

児童の年齢／第何子	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満／第1子・第2子	15,000円
3歳～高等学校修了前／第1子・第2子	一律10,000円
0歳～高等学校修了前／第3子以降	一律30,000円

※所得制限、特例給付は撤廃となります。

※「第3子以降」とは・・・

大学卒業まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

## 3. 支給回数が年6回に

令和6年12月支払分より、偶数月の10日にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、4～5月分の手当を支給

## 4. 多子加算の算定対象が拡大

養育している大学生相当の子がいる場合、19歳～22歳年度末までの子(★)までが、第1子としてカウントされます。

(★) 平成14年(2002年)4月2日～平成18年(2006年)4月1日までの間に生まれた方

※カウントのみであり、支給対象にはなりません。

※学生以外でも、児童手当の受給者が扶養・養育している場合は、カウント対象者となることがあります。

### 支給例

第1子



大学生  
支給なし

第2子



高校生  
月10,000円

第3子



小学生  
月30,000円

## 1. 制度改正に向けて手続きが必要な方

○高校生（平成18年4月2日以降生まれ）の子のみを養育している方

○保護者の所得要件等により、現在、受給権がない方

「**児童手当 認定請求書**」を提出

※請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。（配偶者や子名義の金融機関へ設定はできません）

※支給対象児童と別居している方は、「別居監護申立書」の提出が必要です。

○現在児童手当を受給しており、

新たに対象となる高校生の子を養育している方

「**児童手当 額改定認定請求書**」を提出

※支給対象児童と別居している方は、「別居監護申立書」の提出が必要です。

○児童手当の対象となる高校生までの子を養育している、かつ、

多子加算対象となる19～22歳の子を養育している方

「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」を提出

※就職をしている、無職の子がいる場合でも、請求者に監護・生計の負担がある時は、多子加算の対象となりますので、ご確認ください。

必要に応じて追加で添付書類を提出していただくことがあります。



※**提出期限令和6年10月16日まで**に提出がない場合には、10月分以降の手当が遅れて支給（令和7年1月以降）になります。

※**最終期限令和7年3月31日**を過ぎての提出は、令和6年10月分から遡っての支給ができなくなりますのでご注意ください。

## 2. 今回手続きが不要な方

**令和6年10月1日時点で下記に該当する方は、制度改正に伴う書類の提出は不要です。**

- ・現在、児童手当を受給しており、中学生以下の子のみを養育している方
- ・多子加算対象となる19～22歳の子を養育していない方

二本松市WEBサイトにて記入例や申請書類などをご確認いただけます▶▶



＜お問合せ先＞  
二本松市役所子育て支援課  
子育て支援係  
☎ 0243-55-5094（直通）

※公務員の方は勤務先へご確認ください。